令和5年度(下期) 焼津市建設発生土処理施設一覧表

令和6年2月1日 焼津市

【留意事項】焼津市記載内容

- ・ 本一覧表は、静岡県建設発生土処理施設一覧表を基に、地山換算単価を表示したものです。
- ・本一覧表は、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、静岡県の公表内容に合わせて改定します。
- ・ 建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」によるものとします。
- ・ 土量の変化率は、静岡県土木工事標準積算基準書に記載の内容を参考にしています。

【留意事項】静岡県記載内容(静岡県建設発生土処理施設一覧表より)

- ・ 本一覧表は、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、県内の処理施設を公表するものです。
- ・本一覧表は、原則4月(上期)と10月(下期)の年2回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、その他の月に改定する場合があります。
- ・ 建設発生土受入れ単価欄中の「一」表示は受入不可です。
- ・建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」(巻末参照)によるものとします。 〔第1種:砂・礫、第2種:砂質土・礫質土、第3種:通常の施工性が確保される粘性土、第4種:粘性土、泥土〕
- ・<u>建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書(地歴資料を添付)」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壌の分析調査を実</u>施し、その結果を搬出先事業者に提出する必要があります。
- ・ 施設の状況により受入れできない場合があるため、事前に受入れの可否を確認してください。
- ・中間処理施設を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されたストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。
- ・「表土等加算額」は草根等雑物を除去等する手間等に係る加算額であり、例えば第3種建設発生土の受入額が3,000円/m3で表土等加算額が1,500円/m3であれば、第3種建設発生土の表土の受入額は3,000+1,500=4,500円/m3となります。

- ・ 備考欄に「*有効利用」と記載のある施設は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の搬出計画情報を入力する際に、搬出先種類として「2.他工(陸)」又は「5.仮置(再)」を選択することができます(有効利用に含まれます)。
- ・ 法令許可<mark>等</mark>欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおりです。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に掛かる林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壤汚染対策法	登録ス	ストックヤード運営事業者登録規程

令和5年度(下期)建設発生土処理施設一覧表

		事業者	事業者	th: ≂D. 4€ ¥5	ᄷᇌᇎᄼᇄ	受入可能量 (㎡)	法令許可 等	受入			建設発生	土処分費	(円/㎡)	地山の状態	態)焼津市	公表単価	受入条件	備考		
No		連絡先	住所	施設種類	施設所在地			時間	第1種建設 発生土	第2種建設 発生土	第3種建設 発生土	第4種建設 発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	静岡県更新月
26	設列)帆高建材工業建 桟土リサイクルセ ンター 054-258-7150			静岡市駿河区 広野1699-1	700	・ 登録ス	8:00~ 17:00	13, 200	14, 400	16, 875	18, 750	18, 000	16, 900	20, 800	7, 200	20, 000	-	・ゴミ、がれき等、産業廃棄物混入土は受入不可 ・化学物質による汚染の恐れがあるものは土壌分析調査必要 ・1日あたり最大搬入可能量:300m3 ・搬入量が多い場合(50m3以上)は事前連絡必要あり	
28	3		肝岡川美区 兹非尼/110−1		静岡市葵区 慈悲尾410-1	200	・盛土条例 ・砂防条例 ・土採取条	8:00~ 16:00	13, 200	14, 400	18, 750	-	18, 000	16, 900	20, 800	9, 600	-	_	・ゴミ、草、根、木、等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土土砂は受取不可。全種類、含水量の多い土砂受取不可 ・雨天時の受け取り不可。山土(表土)の受取不可。 ・受入に対しては事前に連絡要す。運搬の際は自社指定業者に限定とする。連絡、打合せの無い土砂についてはすべてお断り・各工事個所の、土壌分析試験表の提出を求める。地歴証明書では受入れが出来ない事もある。他社、最終処分場の値上がりがあったら、途中値上げも余儀なくされる・最大粒径15cm以内 ・1日あたり最大搬入可能量:100m3	
30	3 マー	ーセリサイクル(株) 054-345-3991	静岡市清水区 堀込762-3	土質改良プラント	静岡市葵区 北2242-129	-	-	8:00~ 16:30	-	-	-	-	-	-	-	-	16, 000	-	・泥土は建設汚泥であれば可 ・土壌の溶出試験基準値内のものに限る ・要土壌分析調査 ・1日当たり最大運搬可能量:50~100m3	
62			牧之原市 堀野新田161	処分場(埋立)	牧之原市笠名 字膳棚57-1	7, 000	· 土採取条 · 土地要綱	(昼)8:00 ~16:30 (夜) 17:30~ 22:00	3, 600	3, 600	5, 000	7, 500	4, 800	5, 200	6, 400	2, 400	8, 000	6, 000	・ゴミ、根株等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は六価クロム溶出試験を実施 ・事前に「地歴調査」(必須)を求めるが、汚染の恐れがある土(浚渫土等)は「土壌分析調査」 を求める。尚、必要に応じて「土質調査」を求める場合もある ・最大粒径300mm程度 ・1日当たり最大運搬可能量:200m3 ・搬入数量制限があるため搬入5日前までに要連絡、調整(夜間の場合は7日前迄) ・事前に運搬路の要確認(幅狭市道は通行不可)・夜間割増は一律2,000円 ・その他の土は「ペーパースラッジ灰混合土砂」	
60			牧之原市 坂部2919-1		牧之原市静谷 松ヶ沢平2588-1 他26筆	180, 000	・林地開発	8:00~ 16:45	4, 800	4, 800	7, 500	7, 500	7, 200	7, 800	9, 600	4, 800	9, 000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書、地歴を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・最大粒径:要相談・1日当たり最大運搬可能量:400m3・大型車10 t 以下・残土発生元証明書等を搬入2日前までに要提出・搬入通路が茶畑の間のため、一番茶摘採時は休業・搬入通路の走行時速は20km以下・朝から雨天は休業の場合がある・残土運搬車は残土搬出元、搬出先を明確に提示し、運搬車に緑の旗を付けて走行	
64			牧之原市 白井3-1		牧之原市菅ケ谷 時ケ谷3206-1外 15筆	3, 000	・林地開発	7:30~ 16:30	6, 000	-	-	_	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したもの、セメント系改良土は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土 規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・大型12 t 車以下 ・搬入は土砂等発生元証明書などの事前確認後、搬入 ・最大粒径300mm程度 ・土砂搬業については自社指定業者に限る ・1日当たり最大運搬可能量:300m3 ・安定型産業廃棄物処分場における覆土として受入する	
65			焼津市 西島345-118		牧之原市切山 字真菰沢605	<u>500, 000</u>	・林地開発 ・土対法 <u>・盛土条例</u>	7:30~ 16:00	4, 800	4, 800	5, 000	7, 500	6, 000	6, 500	8, 000	-	-	-	ゴミ、草、木根等の混在物、セメント改良土等の地盤改良材による改良土、調整池・港湾内等の浚渫土の受入不可。その他県共通仕様書による盛土に適さない土砂等の受入不可。土砂搬入前に県盛土条例に基づく書類を提出。・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合及び河川河床掘削土は土壌分析制査必要 ・最大粒径300m程度・・搬入14日前迄に県盛土条例に基づく書類を提出。 令和5年度静岡県発注工事の受入に限である。10,00m31=到達。上限以降1物件当たり、100m3までしか受入できない。 ・その他会社規定の注意事項あり ・雨天と翌日は受入不可	R6. 2許可等追記

- 1) 静岡県公表単価は土砂受入れは条件記載がなければ「ほぐし状態」である。焼津市公表単価は「地山の状態」である。
- 2)受入れの際は条件記載がなければ県盛土規制条例に基づく「土砂等発生元証明書(地歴:土地利用状況等調査)」を提出するものとする。
- 3)建設発生土の土質区分は国土交通省の規定によるものとする。^{※1}砂、礫 ^{※2}砂質土、礫質土 ^{※3}通常の施工性が確保される粘性土 ^{※4}粘性土
- 4) ※5雑物を除去等の手間に係る加算額
- 5) ^{※6} ダンプに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態のもの
- 6) ※7 セメントや設計を混合し科学的安定処理したもの。高分子系や無機材料による水分の土中への固定した改良土等
- 7) 焼津市が記載した箇所を青色とする。

令和5年度(下期)建設発生土処理施設一覧表

No.		事業者	事業者	+/ - =0.1≠ vx	施設所在地	受入可能量 (㎡)	法令許可 <u>等</u>	受入 時間	建設発生土処分費(円/㎡)地山の状態)焼津市公表単価									受入条件	備考	
	0.	連絡先	住所	施設種類					第1種建設 発生土	第2種建設 発生土	第3種建設 発生土	第4種建設 発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	静岡県更新月
	66		焼津市三和 1346	ストックヤード 土質改良プラント	焼津市下江留 1711	300	・農地法 ・土地要綱 <u>・登録ス</u>	8:30~ 17:00	12, 000	15, 600	18, 750	22, 500	19, 200	19, 500	25, 600	9, 600	-	-	・ゴミ混入は受入不可、草及び根は混入率10%未満のみ受入可 ・セメント系改良土及び産廃物混入土、汚染の恐れがある土砂は受入不可。 ・粘土質の混入率1割まで第3種、それ以上は第4種となる。 ・搬入車両の荷台から落水している土砂は受入不可。 ・1日当たりの搬入制限により他ストックヤードへの変更を求める可能性あり。(※三和S. Y) ・搬入10日前までに、土砂等発生元証 明書、他歴証明書)を求める ・原則平日昼間のみ受入。休日の搬入希望は1週間までに要相談(※休日割増3割) ・魔土条例申請中(R6.1時点)	R6. 2条件等追記
	67	(株) Tec 三和 054-624-0955	焼津市三和 1346		焼津市三和 1349	300	・農地法 ・土地要綱 <u>・登録ス</u>	8:30~ 17:00	12, 000	15, 600	18, 750	22, 500	19, 200	19, 500	25, 600	9, 600	-		・ゴミ混入は受入不可、草及び根は混入率10%未満のみ受入可 ・セメント系改良土及び産廃物混入土、汚染の恐れがある土砂は受入不可。 ・粘土質の混入率1割まで第3種、それ以上は第4種となる。 ・搬入車両の荷台から落水している土砂は受入不可。 ・1日当たりの搬入制限により他ストックヤードへの変更を求める可能性あり。(※下江留S. Y) ・搬入10日前までに、土砂等発生元証 明書(地歴証明書)を求める ・原則平日昼間のみ受入。休日の搬入希望は1週間までに要相談(※休日割増3割) ・廃則平日屋間のみ受入。休日の搬入希望は1週間までに要相談(※休日割増3割)	R6. 2条件等追記

- 1) 静岡県公表単価は土砂受入れは条件記載がなければ「ほぐし状態」である。焼津市公表単価は「地山の状態」である。
- 2) 受入れの際は条件記載がなければ県盛土規制条例に基づく「土砂等発生元証明書(地歴:土地利用状況等調査)」を提出するものとする。
- 3)建設発生土の土質区分は国土交通省の規定によるものとする。^{※1}砂、礫 ^{※2}砂質土、礫質土 ^{※3}通常の施工性が確保される粘性土 ^{※4}粘性土
- 4) ※5雑物を除去等の手間に係る加算額
- 5) ^{※6} ダンプに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態のもの
- 6) ※7 セメントや設計を混合し科学的安定処理したもの。高分子系や無機材料による水分の土中への固定した改良土等
- 7) 焼津市が記載した箇所を青色とする。